

立川市柴崎図書館ほか 2 施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 27 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定による。

## 立川市柴崎図書館ほか2施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

### 記

#### 1 公の施設の名称及び位置

##### (1) 立川市柴崎図書館

立川市柴崎町2丁目20番5号

##### (2) 立川市上砂図書館

立川市上砂町1丁目13番地の1

##### (3) 立川市多摩川図書館

立川市富士見町6丁目51番1号

#### 2 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ヴィアックス

東京都中野区弥生町2丁目8番15号

#### 3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで